

取引所・自主規制機関等関係

NASD、債券ファンドへのリスクレーティングに関する提案を棚上げ。債券ファンドの価格変動に無知な投資家が多いことに着目しS&P社が導入を提唱したこの提案については、一時SECも投資家に対して情報を提供するとして後押しする姿勢を示していたが、NASD会員はレーティングは予想的であり、このことは投信会社が将来の

連銀が発表した銀行の証券業務収入規制緩和（二五%ルール）案により、銀行持株会社による証券会社の買収観測が台頭。あるアナリストは今回の緩和案により地方の中小証券がターゲットになりやすく、準大手証券も欧州系の銀行に狙われる可能性があるとそれらの証券会社の株式を推奨。これに対し、買収の予測をもとに、このような証券会社株を薦めること自体が株式市場がピークに達したことを指すものだとの冷たい見方も。

銀行監督機関等関連

SEC、州証券監督当局とともにミューチュアルファンドにおいて新規勧誘停止後も、広告、マーケティング及びディストリビューションのコストとして、いわゆる「一一b一一」手数料の徴収が続けられていることに対し調査を開始。純資産の〇・七五%まで年間で認められているこの「一一b一一」手数料に対し、北米証券監督者協会（NASAA）のグリフィン理事長は「これを基本的に正当化

パフォーマンスを予想してはいけないというルールに反するものと猛反対していた。

NYSE、同取引所上場のオプション取引をCBOEに売却することを決定。約一六〇種の株式や指数のオプション取引のオペレーションを売却する理由として、NYSEではコアビジネスである株式取引に注力したいからとしている。

証券業界関係

邦銀株の引受で米証券会社の主幹事獲得が続出。前月までに、ソロモンが東海銀行の、ゴールドマンサックスが住友銀行の、モルガンスタンレーが東京三菱銀行の、及びメリルリンチがさくら銀行の引受など主幹事を獲得。これら引受け案件の販売先は主に欧米の年金基金やミューチュアルファンド等が中心のこと。

その他

スタンダード&プアーズ（S&P）の調べによる

ニューヨーク事務所通信***Securities News Digest***

このSecurities News Digestは、ニューヨーク事務所が、米国等における最近の証券関係の興味深いニュースを紹介したものである。

[一九九六年一〇月一一日号]

SEC関連

SEC、州証券監督当局とともにミューチュアルファンドにおいて新規勧誘停止後も、広告、マーケティング及びディストリビューションのコストとして、いわゆる「一一b一一」手数料の徴収が続けられていることに対し調査を開始。純資産の〇・七五%まで年間で認められて

するものはなにもなく、いわば隠れ手数料である」とコメントしているが、投信業界ではたとえ新規勧誘がストップしても、既存の投資家にその投信の情報を提供することの代価として、「一一b一一」手数料は必要としている。ただ、本音は、ノーロードファンドの隆盛などで購入手数料体系が低下したのをこの「一一b一一」で補っているという実情があるとの指摘。

SEC、海外での証券発行ルール（レギュレーションS）を改正。一九九〇年に制定されたこのルールは米国企業の海外資金調達を容易にするため、SECへの登録、株主への通知等を免除していたが、最近は国内登録基準を回避するため同規則を悪用する企業が目立っていた。この改正により発行企業は、レギュレーションSによる海外募集については募集後一五日以内に、また、私募については四半期報告書において、価格、数量、購入者の概要等についての開示を義務づけられるこ

〔一九九六年一〇月一五日号〕

SEC関連

と、第3四半期に増配を行った企業数は前年同期比四・五%減の四〇二社になった模様。S&Pでは、企業が九七年増益ベースの鈍化を懸念し配当政策を保守化していること、及び株価の上昇で株主の増配圧力が弱まっていることがその原因と分析。ただし、一一九月の通期では同一〇%増の一五六六社に増加。

セキュリティーズデータ社の調べによると、第3四半期の米企業のM&A総額は一五三七億ドルと四半期ベースで過去三番目の高水準。また、6四半期連続で一〇〇〇億ドルを超える、九六年一九月通期では前年同期の三六〇〇億ドルに対し四三九〇億ドルと、通年ベースの過去最高であった九五年五〇〇〇億ドルを更新する勢い。期初には、株価の一時的低迷などでブームが減速するという見方もあつたが、株価の盛り返しや企業の合理化戦略の継続等を背景に大型の案件が続いた。

ていくべきだとしている。

取引所・自主規制機関等関連

グラッソNYSE理事長、九七年の第1四半期末までにNYSEが現在の場所から移転するか現在の場所を拡張するかの決定をするだるうと発表。グラッソ理事長によると、NYSEはニューヨークのダウンタウンに居続けることを好むが、ミッドタウンの数ヶ所も候補に上がっていること。また、NYSEはニューヨークの機関であり続けるため、コネチカット州やニュージャージー州からの誘致策には興味がないとのこと。

証券業界関連

スマスバーニー、株式委託手数料の均一料金プログラムを11月に開始。ペインウェーバーの「Premier Asset」、メリルリンチの「Asset Power」などのように、取引の度に手数料を決めるのではなく、最低一〇万ドル以上の預り資産があり、それに応じたフィーを払えば、決められた回数(五〇

回、六〇回)まで、固定料金で取り引きすることが可能。顧客の資産(投資額)が増加すると手数料率は減少し、預り資産三百万ドル以上であれば、年間資産の〇・七五%を支払うことにより、一五〇回まで一定の手数料で取引することが可能。

ミーチュアルファンド・年金等関連

ICI、九月の株式投信への資金流入は八月の一七九億ドルから一六〇億ドルに下落したと発表。年初の一〇〇億ドルを超える水準は下回っているが、株式市場の乱高下を受けて七月に六〇億ドル以下までに落ち込んだ水準からは回復基調にあると市場では評価。ただ、専門家の間には、資金の多くが債券と株式がミックスされたインカムグロース型など株式投信の中でも保守的なファンドに流れていることを指摘し、投資家の警戒感を指摘する向きもある。

SEC、重要事項の発表ルールを変更しない旨の書簡を発表。この書簡は、四時の引けでは\$六・五〇だった株価が五時三〇分に業績の下方修正を発表したところ、引け後に一〇〇万株以上の取引があり、翌日の寄り付きでは\$五七・六二五になつたモトローラ社の例を引いて、ディングル下院議員が立会時間取引終了後の重要事項の発表と引け後取引が機関投資家に独占されている関係が個人投資家を不利な立場に置いていいのかとの質問に答えたもの。書簡の中でSECは、引け後取引は機関投資家やプロフェッショナルトレーダーが大きなポジションを整理する場であり、流动性の欠如などから個人投資家が取引を行うには危険が伴うことと、重要事項の発表のタイミングはその重要事項の内容やその時の状況に適るべきであり、新たなガイドラインより現在のSECや自規制団体のフレームワークの中で柔軟に対応し

その他

財務省の発表によると、外国投資家の米債投資が拡大していることが判明。ドルの堅調さに支えられて外国人によるトレジャリーの純購入は市場最高のペースで推移している他、その他の政府債の購入が四八%、一般社債の購入も二六%の割合で前年に比べて伸びているとのこと。今年の上半期のトレジャリーの最大の購入国は一六〇億ドルの日本で、既に昨年一年間の購入にほぼ並んでいるほか、前年は一〇億ドル以下の購入だった中国がこの上半期だけで一二〇億ドルも購入していることが目立っている。